

令和4年5月26日
保健福祉政策部

コロナ禍における生活困窮者支援について

1 主旨

令和4年4月26日に「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」で決定した、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受け、既に実施している「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」、「住居確保給付金」、「特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）」について、区としての対応を報告する。

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(1) 申請期限の延長 *初回・再支給共通

令和4年6月30日から令和4年8月31日に延長する。

(2) 延長に伴う新たな申請対象者

①初回申請対象者（約400世帯）

②再支給申請対象者（約320世帯）

(3) 補正予算

266,063千円（特定財源：[国] 10/10）

<経費内訳>

・支給額 233,482千円 ・事務費 32,581千円

*第2回定例会において補正予算を提案する。

3 住居確保給付金

(1) 申請期限の延長 *特例再支給のみ

特例再支給（支給期間終了後、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3ヶ月間に限り再度支給する特例措置）の申請期限を令和4年6月30日から令和4年8月31日に延長する。

(2) 延長に伴う新たな申請者（特例再支給申請見込み）

約400世帯

(3) 補正予算

150,837千円（特定財源：[国] 3/4 一般財源：1/4）

<経費内訳>

・支給額 150,837千円

*第2回定例会において補正予算を提案する。

4 その他

社会福祉協議会が実施している特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の申請期限も令和4年6月30日から令和4年8月31日に延長する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年6月 令和4年第2回区議会定例会へ補正予算案提案

令和4年8月31日 申請期限

別紙 制度概要

1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

社会福祉協議会が実施する特例貸付（緊急小口資金および総合支援資金）を利用した世帯等に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給する制度であり、令和3年7月から開始している。

（1）基準額（例）

世帯員数	支給額（月額）	収入要件基準額	資産要件基準額
単身	60,000 円	137,700 円	504,000 円
2 人	80,000 円	194,000 円	780,000 円
3 人	100,000 円	241,800 円	1,000,000 円

（2）支給期間等

	支給期間	申請期限
初回申請	3 か月	令和 4 年 8 月 31 日
再支給申請	3 か月	令和 4 年 8 月 31 日

（3）求職活動要件

- ①月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
- ②月 1 回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること
 - * 当分の間、「月 2 回以上」から緩和
- ③原則月 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - * 当分の間、「週 1 回以上」から緩和

2 住居確保給付金

就労支援と共に家賃を助成する制度であり、令和2年4月から対象を「離職後2年以内で住まいを喪失または喪失の恐れのある方」だけでなく、「休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方」まで拡大している。

また令和3年2月からは特例再支給（支給期間終了後、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも再度支給する特例措置）を開始している。

（1）基準額（例）

世帯員数	支給額（月額）上限	収入要件基準額	資産要件基準額
単身	53,700 円	137,700 円	504,000 円
2 人	64,000 円	194,000 円	780,000 円
3 人	69,800 円	241,800 円	1,000,000 円

(2) 支給期間等

	支給期間	申請期限
初回申請	3 か月	—
延長申請	3 か月	—
再延長申請	3 か月	—
再々延長申請	3 か月	終了済
再支給申請	3 か月	令和 4 年 8 月 31 日 *特例再支給のみ

(3) 求職活動要件 *休業や減収の方は①のみ

- ①月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 ②月 1 回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること
 *当分の間、「月 2 回以上」から緩和
 ③原則月 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 *当分の間、「週 1 回以上」から緩和

3 特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯を対象に、無利子かつ連帯保証人不要で貸付する制度であり、社会福祉協議会で実施している。

(1) 貸付金額等

	貸付金額（月額）上限	貸付期間	申請期限
緊急小口資金	15 万（複数世帯は 20 万）	1 か月	令和 4 年 8 月 31 日
総合支援資金（初回）	15 万（複数世帯は 20 万）	3 か月	令和 4 年 8 月 31 日
総合支援資金（延長）	15 万（複数世帯は 20 万）	3 か月	終了済
総合支援資金（再貸付）	15 万（複数世帯は 20 万）	3 か月	終了済

(2) 償還（償還）開始時期等 *住民税非課税世帯は償還（返済）免除

	償還開始時期	償還期間
緊急小口資金	令和 5 年 1 月から順次 *令和 4 年 4 月以降の申請者は令和 6 年 1 月から	2 年
総合支援資金（初回）	令和 5 年 1 月から順次 *令和 4 年 4 月以降の申請者は令和 6 年 1 月から	10 年
総合支援資金（延長）	令和 6 年 1 月から	10 年
総合支援資金（再貸付）	令和 7 年 1 月から	10 年